

第59回全国植樹祭北秋田市実施本部設置要綱

(設置)

第1条 第59回全国植樹祭開催地業務を円滑に実施するため、第59回全国植樹祭北秋田市実施本部（以下「実施本部」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実施本部は、次の事項について業務を行う。

- (1) 全国植樹祭開催地業務に関し、各所管の業務に関すること。
- (2) 前号に係わるもののほか、必要と認められる事項に関する
こと。

(組織)

第3条 実施本部は、本部長、副本部長、委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。
- 4 本部長は、実施本部を代表し、実施本部に関する業務を統括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 委員は、実施本部の連絡調整に関する事項その他特に命じられた事項を処理する。

(会議)

第4条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務局)

第5条 実施本部の事務局は、産業部農林課全国植樹祭推進室に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月18日から施行する。